

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく表示

認証の対象

1. 当会では、和解あっせん手続と仲裁手続の2つの手続を用意していますが、そのうち、法務省の認証の対象となっている手続は、和解あっせん手続だけです。仲裁手続は、当会で別に規定を設けているもののほかは、仲裁法の規定に基づき運営しています。

依頼の方法

1. 和解あっせん・仲裁手続を希望される方は、まず、当会所属の弁護士による法律相談を受けていただき、和解あっせん・仲裁手続による解決が適当との判断のもと、紹介状をもらって下さい。
2. 和解あっせん・仲裁手続に先立って、京都弁護士会1階で手続の概要について説明を受けて下さい。
3. 和解あっせん・仲裁手続の申立には、申立書に紹介状その他必要な書類を添付して、京都弁護士会1階受付に提出して下さい。

和解あっせん・仲裁人の選任

1. 和解あっせん・仲裁人は、当会所属の弁護士の中から選任します。第1回の期日までに限り、紛争当事者の合意によって、和解あっせん人・仲裁人を変更していただくこともできます(和解あっせん人・仲裁人候補者名簿に登録された者に限ります)。
2. 和解あっせん・仲裁人は、弁護士1名です。ただし、紛争の性質などを考慮して3名まで増員することがあります。また、和解あっせん・仲裁人とは別に、専門知識を持つ専門委員を選任することがあります。増員する和解あっせん・仲裁人または専門委員は、弁護士以外の専門家を選任することがあります。

相手方の手続承諾の確認

1. 当会が和解あっせん・仲裁申立を受理したら、相手方に対して、手続の概要について説明します。その上で、口頭、書面または電話の方法によって和解あっせん・仲裁に応じるか否かの確認をします。

手続の進め方

1. 手続の進め方は、このパンフレットの図表のとおりです。懇切丁寧な心がけ、公平な立場にたつて、紛争当事者から事情をお伺いします。

通知の方法

1. 申立の内容、手続の実施の経緯や結果等を記載した書面等を送達通知するときは、配達証明郵便またはそれに準じる方法で行います。
2. それ以外の事項を送達通知するときは、普通郵便、電話、ファクシミリ、または電子メールなどの適宜の方法を用います。

資料の取扱

1. 申立の内容、手続の実施の経緯や結果等を記載した記録又は書面等は、手続終了後10年間保管します。それ以外の記録または書面は、手続終了後5年間保管します。
2. 証拠原本は、原則としてその場で返還します。何らかの事情で返還ができなかった証拠原本は、手続終了後5年経過後、当会において破棄します。

秘密の管理

1. 和解あっせん・仲裁手続は非公開です。また、和解あっせん・仲裁手続に提出された書面や情報も非公開とします。

途中で終了する場合

1. 和解あっせん・仲裁人は、紛争の性質、紛争当事者の互譲の有無など一切の状況を考慮して、成立を見込めないと判断したときは、和解あっせん・仲裁手続を不成立とさせます。
2. 申立人は、手続の途中で、和解あっせん・仲裁手続を取り下げることができます。取り下げをされる場合は、期日にその旨申し出てください。その旨記載した書面を提出して下さい。
また、相手方は、和解あっせん・仲裁人に対して、手続を続行する意思がないことを伝えていただければ、和解あっせん・仲裁人は、手続を終了させます。

費用

1. 和解あっせん・仲裁を利用していただくためには、申立手数料、成立手数料、その他の費用が必要になります。
2. 申立手数料は、10,500円(消費税込)です。申立手数料は、申立人が和解あっせん・仲裁手続を申し立てる時に持参または送金の方法でお支払いいただけます。
3. 成立手数料は、和解あっせん・仲裁が成立した場合にお支払いいただけます。和解契約締結時または仲裁判断時に成立手数料を内示しますので、その金額を持参または送金してお支払い下さい。ご入金確認後、和解契約書または仲裁判断書を送達します。手数料額は原則として下の表のとおりです(消費税込)。下の表で示された金額を、紛争当事者で、原則として半額ずつご負担いただけます。

紛争の価格 100万円以下の部分	8.4%
100万円を超え300万円以下の部分	5.25%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1.05%
3,000万円を超える部分	0.525%

4. 和解あっせん・仲裁にあたって鑑定を利用した場合や出張が必要な場合は、その都度費用が必要になります。これらの費用は、予め、誰がいくら負担する必要があるのか見積もった上でお知らせします。

苦情の取扱

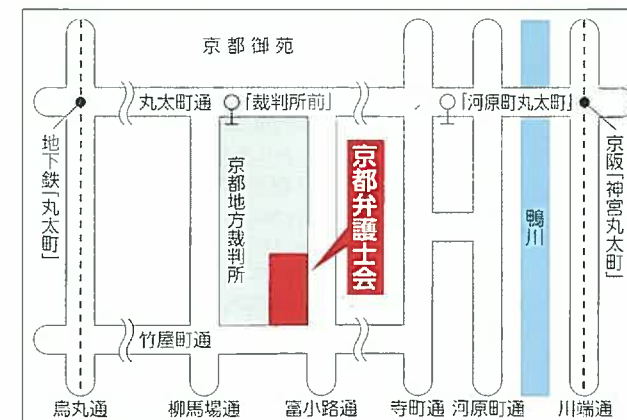
1. 和解あっせん・仲裁手続業務に関する苦情は、苦情の概要を記した苦情申立書を、京都弁護士会1階受付に提出して下さい。
2. 苦情申立の処理の結果は、書面または口頭で通知します。

きっとある あなたを支える 法と智恵
京都弁護士会

弁護士による

和解あっせん・仲裁手続

紛争解決に向けての
もう一つの選択



- ①地下鉄「丸太町」駅から徒歩7分
- ②京阪「神宮丸太町」駅から徒歩12分
- ③バス停「裁判所前」から徒歩1分
- ④バス停「河原町丸太町」から徒歩8分

当会には駐車場はありません。

きっとある あなたを支える 法と智恵



京都弁護士会

紛争解決センター

京都市中京区富小路通丸太町下ル

予約・受付
専用電話

075-231-2378

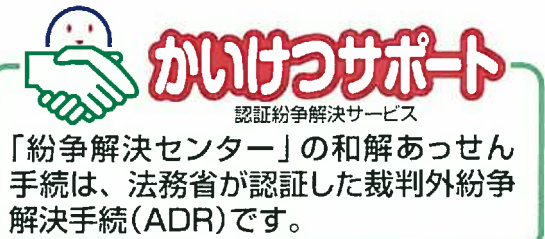
予約受付時間：月～金 午前9時～12時、午後1時～5時

<http://kyoto-adr.jp/> 京都弁護士会 検索



公平・中立な立場で、示談の成立をお手伝いします。

弁護士などによる、裁判を使わない新しい紛争解決制度です。
簡易・迅速・公平・適正な紛争解決を目指します。(申立て前に法律相談を受けて下さい。)



公平・中立な立場で
解決します。

? 和解あっせん手続・仲裁手続とは何ですか?

京都弁護士会が実施する、裁判を使わない紛争解決方法です。
「和解あっせん」とは、和解あっせん人に仲介に入ってもらい、お互いの解決点を探る方法です。
「仲裁」とは、予め仲裁人に判断を委ねるといふ合意をしていただき、その上で仲裁人に判断をしてもらって紛争を解決する方法です。

? どのような紛争を取り扱うのですか?

当事者の話し合いで解決できる紛争であれば、どのような紛争でも受付します。
ただし、クレジットや消費者金融問題は、京都弁護士会の「クレジット・サラ金相談」にご相談下さい。

? 誰が和解のあっせん・仲裁を行ってくれるのですか?

京都弁護士会所属の弁護士が行ないます。紛争によっては、建築士などの専門家と共同して解決にあたります。

? 費用はどのくらいかかるのですか?

申立てをされる方は、申立手数料として10,500円(税込)が必要です。
また、和解あっせん・仲裁が成立したら、当事者で所定の成立手数料をお支払いいただけます。

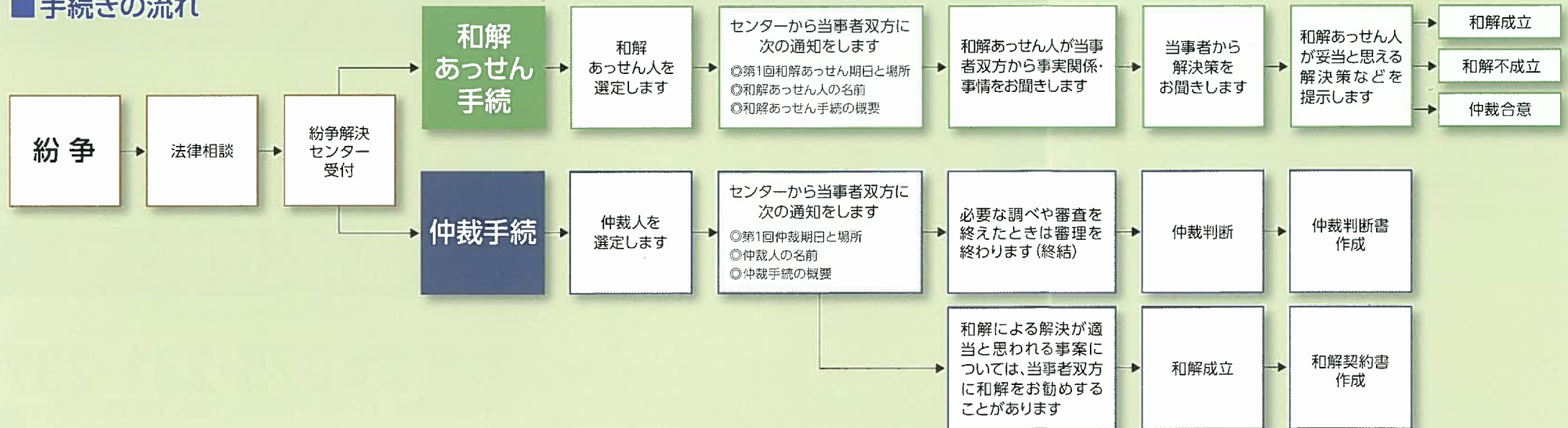
? 利用方法を教えてください。

まずは、京都弁護士会所属の弁護士が行う法律相談を受けていただく必要があります。
その上で、相談を担当した弁護士から「紹介状」をもらって下さい。

なるほど...

解決への
近道か...

■ 手続の流れ



宇治市内でも、紛争解決(ADR)ができるようになりました!

京都府南部の方々に、よりいっそう便利にご利用いただけるよう、2010年10月から、「京都府宇治総合庁舎」で、紛争解決の期日(面談)を開催しています。
(ただし、申立ての受付は、京都弁護士会館で行ないます。)



京都府山城広域振興局 宇治総合庁舎

住所/〒611-0021 宇治市宇治若森7-6

詳しくは、お問い合わせ下さい。

☎ 075-231-2378

京都弁護士会